2008年9月号

カサ・デ・アミーゴス会報

事務所：三島市緑町 12-4　三島カトリック教会内　代表　尾高　良子
TEL& FAX：055-981-3599

あちっこちっの「さるすべり」の花が夏の暑さをたのしむに今もずっと咲き続けています。

桜の落葉が毎朝路面を色彩りはじめました。そして「コーロギ」が鳴きはじめましたが、まだ々〃気温が高い日々でございます。残暑御見舞い申し上げます。

暑かった夏、お変わりなくお過ごしだったことを願いお祈り申しておりました。如何ご活躍なさいましたか。

８月１日～１０日迄、黙想会で、外界との沈黙の中で、神と語り、たのしい日々でございました。

１８日と１９日、２日間続けて、修友の葬儀で上京ししました。１９日から２３日までワークショップに参加してリフレッシュしました。こうして８月中、夏休みさせて頂き、ありがたく存じております。

９月から新しい気分とエネルギーで、人々の為に奉仕したいと願っています。

どうか相変わらずご支援をお願い致します。

お心のこもったご寄附・会費を頂きましてありがとうございます。

水上　美保子　様
大川　とも子　様
石川　清一　様
野田　紀泰　様
関根　たか子　様
山口　みどり　様
戸津　政子　様
中島　めぐみ　様
山崎　民佳子　様
中村　亮子　様
内村　慎史　様
鈴木　久子　様
藤巻　ひふみ様
青木　初音　様
栗原　祐子　様
千代　　治　様
和田　夏樹　様
竹本　久美　様
武藤　　滋　様
覚本　直人　様
山本　千代子　様
保坂　淳江　様
勝又　美代子　様
石嶋　英子　様
桃田　久雄　様

＜お知らせ＞

御殿場例会　　９月２１日（日）　午後３時１５分より
三島例会　　９月２６日（金）　午後７時より

＜活動日誌＞

６月１９日（木）	沼津に住む、双児（生後６ケ月）とその父母と長男（２歳)、計５人（フィリッピン）が逮捕（不法滞在）されたと、夕方、電話連絡を受けた。警察官は３人の子供は児童相談所から預かりに来るとの話し。
６月２３日（月）	皆越女史がフィリッピン母子宅を慰問して下さった。 横浜の湯山さん（施設・サラ）から電話を受けた。長泉在住のタイ人男性が支援を求めているので協力して欲しいとの内容。話の内容は、 日本の男性と結婚した（８年前）タイ人女性が、暴力を受けて、５年前に逃げ、タイ人男性が援けて以来、５年余になり、同棲している。その女が８月２日に出産する予定。しかし、出産費が無い。日本人男性との離婚手続きをしていない。ビサは切れたまま、同棲中のタイ人男性は現在、職無し、金無し。 ペラ親子の件に付き、三島市役所に生活保護申請書を提出した。
６月２４日（火）	沼津児童相談所に電話で、１９日に逮捕された比国人父母の、３人の子供の件で様子を尋ねたが、他人には何も言えないと断られた。
６月２５日（水）	尾高、堀は富士警察署に上記の母親に行った（１０時半)。午後、沼津警察に、上記の父親に面会に行ったが、午前中、彼の友達が面会したので一日１回の規定で断られた。 野田司法書士から電話で、御殿場の比国男性（逮捕中）の裁判が２７日、午後２時３０分にあるとの連絡が入った。 石嶋さんより、水瓜、ジャガイモ、切手を寄附して頂いた。フィリッピン母子と分ち合った。
６月２６日（木）	沼津市立病院の三島氏にタイ人出産の件で相談し、支援を求める電話をした。 フィリッピン母子の件で、百道保育園に子供を預けるために様子を見に行ったが、通園するには遠過ぎて駄目になった。 河村アウロラさんが、タイ人男性の就職の件で派遣会社に交渉。
６月２７日（金）	尾高、堀、比男性の裁判を傍聴した。通訳は土屋マリリウさんで久々に出会いよろこんだ。判決は次回、７月１８日、１６時から。
６月３０日（月）	フィリッピン母子の子供二人（３歳、５歳）が幸原保育園に入園が決定。
７月　４日（金）	二人の子連れ母（比）に生活費を貸付。
７月　７日（月）	野田行政書士が、御殿場の比人母子の仮釈放の為、保釈金２０万円を貸して欲しいとの連絡があった。 フィリッピン母子のに役所から貰った就業活動報告書を渡した。
７月９日（水）	午後２時半頃、徳倉の古田が、フィリッピン母子に、マキノ家具でペラに食器棚を買ってくれる。内田も一緒に行く。母子の部屋に運ぶ。古田さんから母子にカンパまで頂く。
７月１０日（木）	見晴台の城本さんからオーブントースターをもらう。母子宅に届け、車で一緒に、見晴台に行く、城本さんの近くの山田さんから布団２組、夏用かけ布団、炬燵、座布団、圧力鍋等を貰って、城本さんが母子宅まで一緒に運んでくれる。
７月１８日（金）	御殿場の比男性の裁判を傍聴、尾高、堀、仁杉、濱名、本人の妻、母、姉も出席。判決は持ち越し、次回は８月１８日、判決を予告された。
７月２１日（月）	フィリッピン母子の母親は三島市徳倉の老人施設にパートでの就職が決定、明日から仕事を始める。時給８５０円、９時から１６時まで。
７月２５日（金）	フィリッピン母子の生活保護申請は不許可となった。 双子を持つ、比国人父母は名古屋入管に移っていると知らせがあった。
７月２６日（土）	入国管理局に逮捕されている比国人夫婦の友達から、３人の子供の為に出国費がいるから支援して欲しい来訪を受けた。
７月３０日（水）	福岡県の人から、フィリッピン母子にカンパが届き、渡す。
８月　３日（日）	タイ人男性から、同棲中の女性が無事、男児を出産したと連絡があった。沼津市立病院の協力、御支援によってと報告があった。
８月１１日（月）	午後１時より、沼津地裁で、比国人男性のオーバーステイ裁判を傍聴、判決は懲役１年の実刑、前回の執行猶予が取り消され、前回の懲役２年が加算。合計懲役３年、４０日の未決拘留がありそれが差し引かれる。上告しないと家族は話す。
８月１６日（土）	９時過ぎ、フィリッピン母子を連れて役所の子育て支援課に行き、児童手当現認手続きをする。その後、アミーゴスの事務所に行き、県営住宅の申し込みと生活保護申請書を書く。

８月２０日（水）	生活保護課に行ってフィリッピン母子の生活保護再申請について聞く。母子手当 41720 円＋5000 円と児童手当 10000 円、合計 56720 円、収入１０万円だと 156720 円となり、生活保護基準をオーバーする。ただし、家賃分差引となるのでぎりぎり可能か？
８月２１日（木）	堀、フィリッピン母子を連れて役所に行き、生活保護の再申請をする。家賃証明書を後日もって行く予定、母子宅冷蔵庫が冷えないので食物が腐る、冷蔵庫が必要。
８月２２日（金）	１０時頃役所に行きフィリッピン母子の借家賃貸料証明書を保護課に出す。
８月２５日（月）	夕方、小型冷蔵庫を手にいれ母子宅に運ぶ。 河村光人氏が半年以上、支援して下さった御殿場の比国人母子に“在留の許可”が下りた。
８月２７日（水）	名古屋入管に拘束されている比人女性から電話で、児童相談所にいる３人の子供のパスポートを発行してもらう申請願いにお金が要るので助けて欲しいと依頼を受けた。
８月２８日（木）	名古屋入管に２万円を送金した。
９月　２日（火）	上記の件で受け取った比人女性から感謝と御礼の電話があった。

＜移住連：移住労働者と連帯する全国ネットワークから＞

現在、日本には、17 万 5 千人を超す非正規滞在外国籍市民が暮らしている（約 15 万人の超過滞在者および 2 万 5 千人程度の不法入国者（2008 年 1 月 1 日現在））。

これらの中には、日本での在留が長期化し、日本社会での定住が進み、母国での再定住が困難な者も多くいる。だが、政府は、個々の事情にかかわらず、すべての非正規滞在者は国外追放（退去強制）が原則であるとしている。例外的な措置として、出入国管理及び難民認定法第 50 条に規定されている「法務大臣の裁決の特例（いわゆる在留特別許可）」が認められた場合のみ、退去強制処分に付されることなく正規の在留資格が付与され、日本での在留の継続が合法的に認められる。

しかしながら、政府見解では、この在留特別許可を認めるか否かについては法務大臣の広範な自由裁量によってゆだねられおり、その許可基準はないとされている。また、在留特別許可はあくまでも恩恵的な措置であり、権利救済としての制度ではないとされている。

一方で、そうした在留特別許可の不透明な運用に批判の声が高まり、政府は、2003 年には許可事例を公表、2005 年には不許可事例を一部、公表するようになった。また、2006 年からは許可基準ではないとしつつも「ガイドライン」を公表するようになっている。そして、そのガイドラインの中で日本人や永住者との婚姻や日本人の実子など日本人との身分関係を形成している場合の他､「本邦への定着性が認められ、かつ、国籍国との関係が希薄になり国籍国において生活することが極めて困難である場合」について、在留特別許可を考慮する際の積極的要素として掲げている。

しかし市民団体の経験では、在留歴と子どもの年齢が、在留特別許可の事実上の基準となっている。具体的には、在留歴が 10 年以上で子どもが中学生以上の年齢（13 歳程度）にあり、親の扶養下にあれば在留特別許可が認められるが、子どもが小学生（6 歳から 12 歳程度）以下の場合、基本的には認めら

れない。したがって子どもが小学生の場合本国での再定住が困難であっても、その事情が考慮されることはまれである。また、単身者の場合は、長期にわたる在留（中には 20 年以上に及ぶ場合も含む）であっても特段の事情がなければ在留が認められることはほとんどない。

さらに、仮に庇護希望者や人道的な配慮から本来、在留が認められるべき者であっても審査中の身分保障や生活保障がない。そのため難民認定や在留特別許可を求めること自体をあきらめ帰国を選ばざるを得ない状況に追い込まれている。こうして事実上の国外追放（退去強制）がなされている。

＜フィリピン人母子その後＞

フィリピン母子Ｐさんんの記事は思わぬ反響があり、記事を読んだ方々から温かい支援を頂いた。食器棚を買って下さったり、生活資金を寄付して下さった方、布団や電子レンジ、トースター等を提供して下さった方、遠く福岡県の見知らぬ人からも支援のカンパが届いた。その温かい気持ちにＰさんは涙を浮かべて感謝していた。

その後Ｐさんは、ハローワークにも出掛けあれこれ仕事を探しまわった。ついに、ある老人保健施設に就職が決まり働き始めた。求人情報誌を読み漁り、やっと見つけた職場だ。

しかし何の保証もないパートの身、フルで働いても月収十万円余にしかならない。しかも、職場の人間関係はなかなか難しく、外国人だからというのもあるかもしれないが、新人イジメまがいの雰囲気を感じるという。もともと介護職は気丈でないと勤まらない。しかも人と接する職業だから、ストレスもかなりのもの。それでもＰさんは生活の為、子供達の為に我慢して働いている。

給料が出るまでの間も苦しい生活は続く。しかし、三島市に出した生活保護の申請は却下されてしまった。生活保護の審査の為にＰさんのアパートを訪れた市の職員は「沼津には母子寮があるから、そっちへ行ったらどうだ」と言い放った。

真面目に働いて、それでも生活が苦しい母子を擁護しようという姿勢は全く見られない。それどころか厄介払いをしようとしている。Ｐさんがどんなにお願いしても、その姿勢は変わりなかった。

最初に生活保護の申請をした時は、幼児を抱え、まだ職も決まっていない状態だった。アミーゴスのアドバイスで、再度、今の条件で生活保護の申請をすることにした。生活保護の対象はおおよそ月収十四万円以下で、それを下回る場合は差額分を生活保護費として貰える。また住居手当てとして上限四万円程度まで支給される可能性がある。この二度目の申請が却下された場合アミーゴスは裁判をも検討せざるを得ない考えだという。

Ｐさんの頑張りに心温かい支援がある一方、行政の対応はお粗末の限り。個人的に支援する人々がいることを知った上でか？生活保護の申請を却下し、負担を善意の人達に丸投げしている姿勢が伺える。普段「沼津より良い」と、やたらと沼津と比較して自己満足しているのに、その沼津に行けとまで言うなんて、開いた口が塞がらない。それでもＰさんは頑張っている。彼女の真面目さが周囲の気持ちを動かしている。

―――みしま市民新聞より転載